

福祉的住生活の理念

住環境と人間性に関する研究 その4

The Concept of the Welfare Living Life
The Study of Living Environment and Humanity (Part 4)

樋口 真基子 *
Makiko Higuchi

I. はじめに

介護福祉士や建築デザインを志す学生に、先に高齢者対策に取りくんできた北欧諸国の経験的結論に、「福祉は住宅に始まり、住宅に終わる」とあるが、これについてあなたはどう考えるかと質問してみると、

何故、福祉と住宅がこの一文にみられるような特定の関係にあるかが理解できないと前者の学生はいう。もちろん老人福祉論の中で「人は、一般に支障なく社会生活を営むために、まず生活の基礎的条件である健康、経済、住居が満たされていることが必要である」¹⁾と指摘され、教授されているが「福祉と住宅との関連について」の思想の日常性が薄いせいであろう。

一方、後者の学生は、対象を障害のある人、社会の扶助を受けている人と限定している。辞書に福祉とは「幸せ」とあると説明すると、またまた驚く。

福祉に関する概念を「身体障害者、児童等で援護育成を必要としている人に対しての自らの生活能力を発揮できるような生活指導や更生、補導などの社会的援護」であって、特定の人を対象にした言葉で、一般に人が願う「幸せ」を意味する言葉であろうと想像だにしたことはないようだ。

つまり福祉の本来の意味を離れて、狭義の概念が、思想や感情の中に入り、一端入ると何か新しいものを創造しようとする時に問題になる点かもしれない。

ところで、いまや国連の推計によれば、西暦2025年に世界の60歳以上の高齢者の総数は11億人に達し、13.5%を占めることになる。

日本はすでに高齢化社会から高齢社会へと急激に進んでいる状況下、緊急性の中で、1980年代から高齢者対策が展開されている。特に「寝たきり老人」は日本特有な社会問題であるという諸外国からの指摘を受け、「寝たきり」は予防できるという意識を啓発する運動を始め、寝たきりの原因となる病気の予防、在宅の保健、医療、福祉サービス、適切なリハビリテーションの提供、寝たきり化を防ぐ住環境の整備などあらゆる方法をもって、どのように対応すればよいかという具体的指針を出して、総合的施策を講じている。

高齢化対応の諸施策は、救貧対策的意味をもつものから一般的対応として展開されるものまである中で、高齢者に限定した居住対策、たとえば、高齢者向け公営住宅の供給や公共住宅および優遇制度など現在の多くの高齢者住宅産業は救貧対策としての施策である。

こうした一方で、他方の大きな視点としての

一般対策の強化が挙げられる。1991年度よりすべての公営住宅に基本的高齢者仕様（段差解消、手摺設置、玄関スロープ化など）を導入する対応が始まられた。これは高齢化社会の住宅のあり方を示している。

公共団体や建設省の設計指針が、住生活構造の基本的にかかるバリアフリーとなる部屋の広さ、床の段差、出入口の広さ等の基準事項よりも、ハンディキャップ対応であり、身体状況に合わせる個別対応のことの方が多く取りあげられている点が問題である。

たとえば山梨県の「高齢者に優しいプラン集」をみると、まさに、床の段差をなくす、手摺りをつける等、指針を鵜呑みにした形で、そのまま設計に反映している。

各住戸の規模、動線、部屋数にしても、高齢者の生活状況に応じた住宅の配慮や、心身機能低下に対して計画されたものかどうか心配になる。居住者の維持管理の負担能力を見落としているのではないかと思えるプランが圧倒的に多い。

発想そのものがどうしても壮年期対応になっている。老いることを忘れた、障害をもつて立場にたって考えることの難しさを露わしているようだ。

だからこそ、人間の基本的生活について概念を整理する必要がある。人が老いていくその生活を自立させる為に、サービスの仕組みや居住者の身体的变化に対応できるような住まいが望ましい。生きていく権利としての基本的な生活を守ることを保障する住環境を求めなければならない。

1995年6月建設省は、一般の住宅の設計にあたって、今後、建設される住宅については、「一日でも長く住み慣れた自宅、地域で過ごしたい」という老後の生活に対する願望に答えて、又在宅介護の充実のために介助のしやすさを建築当初の設計段階から建築的配慮するように、「長寿社会対応住宅設計指針」を策定した。

このように法の改正による高齢者の生活を支える諸条件の整備こそ、国民の権利として保障

されることが国民の最大の関心事である。

次に問題になるのが、国民一人一人が老後の責務について忘れていることだ。十分に義務を果す老年期への移行期間で、人間性の尊厳という成熟化についてとらえられていない点である。

福祉は、その時の高齢者や子供、障害者だけの問題でない。広義の福祉についても同様で社会・文化の在り方を示すものである。高齢社会で高齢者がどのような位置にいるのかがその国の文化を表わすものであると世界はみている。日本の老人の自殺率が高く、寝たきり老人が社会問題である。そういう背景の原因の一つに人間性の未成熟があげられないだろうか。経済大国から生活大国へどのように脱皮するかという時に必ず、指摘される問題として精神的自立が必要だといわれるよう精神性の開発が置きざりにされている。

誰もが迎える老いは人生80年の生き方の問題であると専門家はいう。長寿への対応をどのように進めるか。個人が福祉を創造する（個から社会を再構築する）ことが必要であり、福祉の目標（介護の本質）は「自己実現」を援助することだとも一番ヶ瀬氏²⁾はいうが。

「自己実現」とは換言すれば主体的に生きる主体性の確立の意味をいう。生活の主体者であり、人権の主体者である。

自己実現は精神的自立の条件の第一歩であることに間違いない。しかしそれだけでは人は満足した喜びを得られない。生きる喜びとして十分でない。A・トイウビーによれば、人類は「利己本能」と同時に「愛他本能」をもっていて、人に働き掛けることによる喜びを得ようとする本性がある。

人は何をめざしているのか、その中で福祉は本当に国民的課題といえる普遍的真理性があるのかどうか。

人生の意味と目的が明らかになれば、人は何をなすべきかを知り、それをなしとげようと努力する。努力の過程で、存在の意味に対して人はそれに答え、価値をみい出していく時の指標

に、人は思考や感情の道具としての観念をもつことになる。その観念が人生の道標であることを否定はできない。決して精神が白紙であってはならない。しかし偏小な観念なら捨てた方がましである。その観念はできるだけ大きなものでなくてはならない。豊かで、力強く、普遍的な観念をもつことによって、人は自在にふるまい、人間性の尊厳を表現することになる。「福祉」に関わる観念が、人が希求する完成性（全体性）の中で、どの位置に格付けられているか考えてみる必要がある。

II. 課題と方法

以上3つの課題

①従来の福祉の概念の枠を越える
 ②住まいは居住者の高齢化に対応した備え
 ③国民的課題としての福祉
 を教育的視点でいう「価値を伝達することを目的」にして、諸側面の基本的な考察を行ない、3つの課題のつながりから、理念という形で明らかにしようとするものである。特に、環境、建築、住宅、家庭を「つくる人」を教育する立場から、「目的と存在」という哲学的アプローチによる方法をとっている。もちろん、物質的存在の諸相面の現象については科学的アプローチでどのようにになっているか既存研究と行政指針等を基に分析している。

哲学アプローチの特長は、目的を決定する人の動機に焦点をあてることだ。結果には必ず原因があるように存在の背景には目的がある。環境はつくる人の構想（目的）があるはずであり、構想通りにその成果をあげようと何かしらの願いがこめられているものである。この願いの力の度合いが成果に反映する。

何れの環境もつくる人の人間性を映し出す鏡であるから。

III. 考察

(1) 福祉について

① 国民的課題としての福祉（さいわい）

平成2年に現代の福祉思想や福祉実践の現状および地方分権に沿った今後の保健福祉展開を願い、大規模かつ大胆に老人福祉法と社会福祉関係の法改正が行われた。

そのような社会福祉、とくに老人福祉を中心とした環境の急激な変化は、日常性を掌る思考の中で福祉についての概念の変化をもたらす。

一般に、福祉とは社会の扶助を受けている人を対象にした言葉で、「身体障害者、児童、その他援護育成を必要としている人に対しての自らの生活能力を發揮できるように生活指導や更生、指導などといった社会的援護活動」「経済的、生活的に自立困難な状態の人に対し、対人関係を媒介として、営利を目的としないサービスを提供することを内容とする社会的組織や制度」であると認識している人が多い。

介護福祉士を志す学生の中できえ、当校が養成機関とし発足当時は圧倒的に「特定な」人を対象にした概念規定であったのに対し、1994年以後の入学生から、まだ入学してまもない頃の「福祉について」の考え方であるけれどその中に「幸せ」という言葉を使って概説する学生が現われてくるようになる。（資料1 参照）

特に介護の問題は超高齢社会を前に、個人的、家庭的な問題として処理するには家族に負担が重く、独居老人や寝たきり老人の急増から、制度として社会の中での対策が求められ展開されている。

ところが、高齢化の予想以上の速い進み具合は、日本の政施策を待たない。又、日本の政策は常に対策であって基本的な政策が存在しないと小沢氏（スウェーデン大使館科学技術部）が「予防志向の国」スウェーデンと比較して云うように、理念に向けての政策の乏しさが、安全・安心・安定を保障する十分な包括的社会福祉制度の実現を難しいものにしている。

我が国の高齢化社会への緊急政策は現在の過

渡的状況の中で求められる施策であるが、願わくば本格的政策であり、予防的政策は一般的でなければならない。

日本が「治療志向の国」といわれても国家（政治、行政、法制度）の体質を変えるということは並大抵ならぬことであると推察されるので、施策はともかく、理念の面において個人、家庭の小さな器量の中で確立することは国家的レベルよりそう難しい話ではない。しかし、やはり国家が治療志向的な体質であるならば、個人や家庭におけるそれも治療志向が優勢を占めるようだ。因に、年々医療費が増え続けている傾向にあることから伺い知れる。

「一般的」である理念を充実させるには教育に力を入れることである。

ここで云う「一般的である」とは平等と普遍性を意味し、「福祉」をめざす。幸せであるために、予防し、備えをなすのである。人の一生のライフステージは「より幸せな老年期」が「壮年期」にあり、「壮年期」の備えは「青年期」により「青年期」は「青少年期」、各ステージの関係性の中で位置づけられている。当然である。よりよい幸せをえるには、この当然の関係性が予防と備えの態度と姿勢から生まれる。

②福祉事業の底流には

人類の歴史で最初に福祉的行為をした人は宗教心を持つ人々である。宗教家を中心に富める人々に、恵まれない人々への篤志を促したからだ。神の救済や信仰による靈の救いが得られることが強調され、善行が奨励されたのである。信仰の証が福祉事業に発展したのである。

中世の欧州では、施療院や救貧院を建てて慈善活動を行う。

日本で最初に福祉事業（篤志活動）を担ったのは、聖徳太子である。慈善施設をつくって恵まれない人々の救済にあたった。また奈良時代になると僧・行基のように慈善と救済を一体のものとして御仏の教えに忠実であろうとした。

江戸時代になると、仏教は檀家制度によってその自主・自立の性格を失い、その慈善力や福公益事業能力を失った。キリストンは禁教とな

り、その信教も救済事業も壊滅しその精神はほとんどその後の日本人の心の中に定着していない。

欧州では、近世に入ると自由の思想が広がるとともに自由は利己主義へと偏向し宗教心が薄れ、家族よりも個人が強調され、家族に基づく共同体の扶助精神が急速に失なわれていくようになった。富める者と貧しい者との格差が生じる。

そこで貧しい者を救済することを目的に1601年にイギリスで「エリザベス救貧法」がつくられた。資本主義が発展すると、福祉は弱者の保護事業として行われた。こうした中では、弱者の苦しみは改善されず、自由でなく、平等を主張して19世紀中半、貧しい労働者が革命をおこし、資本主義に対して、社会共産主義が起こった。これに対して、自由主義の国々は施策に貧富の格差を是正し、社会的弱者の生活を保障したり、国民生活の福祉や公正を図ろうとする福祉国家を築いた。

イギリスでは「ゆりかごから墓場まで」といわれた「高福祉高負担」の典型国である。福祉国家を維持するための増税は国民の反発を買い、80年代のサッチャー革命につながった。スウェーデンも、税金と社会保障の国民負担が73%以上を上回り、国民の活力が失われるようになった。アメリカでも1993年国民医療費が国民総生産の14%に当たり、2000年には18%に達するのではと方策に思案している。

慈善救済として始まった福祉事業は国家の変遷とともに、夜警国家（自由）として、福祉国家（平等）と流れ、今、調和のある福祉施策が求められている。

③わが国の福祉の戦後

個人主義を強調するあまり、我が国の伝統的な家族觀を否定する風潮があった。その影響を受けて、離婚率の上昇や核家族化の進展の一方、3世代家族の減少、高齢者世帯増加など家族を軽視する形態が常識になった。「隣は何をする人ぞ」といわれるような地域共同体の崩壊で、家族と地域社会の扶助機能が低下した「福祉国

家」となる。

社会主義思想の影響を受けた福祉論の特徴は、政府や行政の行う福祉を支配階級の支配の道具と決め付け、支配の道具としての福祉は安価な労働力を確保しようとする労働政策にすぎないと想定し、資本主義社会で底辺層に追いやられた労働者階級の人々を救う福祉（社会事業）が真の福祉であると主張した。「弱者を守る福祉」を重点政策として実施し、これにひきずられて政府の福祉の戦後体制が築かれるようになる。

欧米並みの福祉政策を実施する「福祉国家」へと転換が迫られ、福祉が低所得者の救済という弱者救済の次元をこえて、国民全体のニーズに応えるようになり財政出費の拡大を招く結果になった。

さらに高齢化社会が到来し福祉の受益者が増えるにつれて医療費が上昇し、国民の低負担での福祉行政は維持できなくなってきた。日本も福祉政策の見直しが迫られている。

こうして主義思想が崩壊し、価値が多様化する中で日本型福祉国家の樹立が必要となり、再構築しなおさなければならない。

④基盤としての家族の情

家族のキノウを再編成し、民間活力を福祉の現場に導入する一方で、家族の絆による在宅福祉の環境について提案しなければならない。

そこで家族愛が見直され、家族愛を修練する場所である家庭が、何よりもしっかりと築かれることである。人間関係をつくる力、愛は家庭の中でもまず育くまれる。

本来、幸福は自分自身の手で得、愛した人が自分より幸せになることを願い、その結果、自分が幸せになれる。これこそ発展的な幸福感である。

したがって家族間では親が子供の幸せを扶助し、親に変わって兄弟が愛を込めて扶助する。このような扶助が家族で十分できないと大人が子供を、壮年が老年を、健常者が障害者を、親族縁者などの近隣の人々がこれを助け、相互扶助によって共同体を成立させていた。これが自然発生的な古代からの福祉の力関係である。福

祉の基本には「家族愛のような心情」と「共同体の扶助精神」が底流にある。

⑤共同体の扶助の基本—手間

地縁的な相互扶助の仕組みは古代の律令制度によって規定され、中世にかけて密度の高いものになってきたと推察される。中世の末期には地縁的・職能的に結ばれた町が成立している。その町々の自治的、自衛的結合体として町組が編成されている。

江戸時代になると自治的組織は崩壊し、相互監視と連体責任の機能をかねた強制的な隣保組織が結成されている。

この隣保組織の相互扶助は「結い」となって現れ、労働力を交換する社会慣行となる。

地縁的な相互扶助を重視する慣習は、水田耕作のような手間を基本としている社会に特徴的である。テマ（手間）文化（テマガエ、テマガリ、モヤイ、ユ、イイ、ヨイコ）が、提供された労働は金銭では相殺しないのが原則である。

ところが水田耕作が人の手から農耕機具にとってかわった効率性重視の影響は、生活を機械文明にすっかり傾倒させ、賃金で払われる雇用関係に変える。その結果、人の手を軽視し、人の手を使わない手抜きの生活が横行している。そのような社会の殺伐たる風景に、手の届く領域内で熱いぬくもりが求められている。

⑥震災から学ぶコミュニティー扶助精神

大都市は「都会砂漠」などと呼ばれ、隣に住む人の顔も名前も知らないまま暮らしている。同じ町内に住んでいても連帯感もなければ互助精神もない。孤独や匿名性こそ都会の特権とばかりに、近所づきあいがほとんどない。だから、阪神大震災のような震災が起こってもあの家、この家に何人住んでいたのかもわからず、行方不明の数すらつかめない。瓦礫の中に老人が閉じ込められていても誰も気付くことができず、ついに生命を落したといったケースがみられた。

このように「砂漠」のような都市は、心に隙間が広がった「犯罪の温床」都市ともされてい

る。つまり、大都市は人口の移動性や住居の異質性、近隣性の解体や連帯感の稀薄性、個人や家庭の孤立感、惰性的刺激や享楽的機会の豊富さなどから、犯罪の発生しやすい環境がつくれ広がっている。

こうした砂漠状態をいかに克服するか近代都市の課題であるとさえいわれている。心の隙間を埋める住民の一体感が不可欠である。お互に親近感をもちながら他者を（自分の父母や祖父母、兄弟姉妹、子供のように）思いやる心があってこそ、住民の一体感が緊急の時に生まれる。

他者を自分のことのように思いやる心。そのような精神が培われれば住民の間の隙間が埋まり、犯罪の温床化した「都会砂漠」は潤いを取り戻そう。

家族的な精神が近代以後封建的とされ、モダンと逆向する思想として批判され全くないがしろにされてきた結果、様々な問題が浮上、非常事態に右往左往し、いかに「政府」を当てにできないことかを今回の震災で身に染みた。一端は家族主義を崩壊せしめ、地縁、血縁集団の機能を分断させてしまったが、震災によって、「共同体」、コミュニティーがいかに重要かを見せつけられた。

災害が大きくなればなるほど、他人の力をあてにするのは難しい。自分のことは自分でしなければならないことが多い。つまり、隣近所が助け合い、身の回りの危機管理に当たらないと誰も助けてはくれない。被災した神戸市の区域で、「町内会長がしっかりしている地域は救出活動も速やかに行われた」という証言によれば、いざという時は「共同体」による相互扶助しかないといい得よう。

生活はこのバックボーンがあって、安全で安心して暮らせるのである。これを支える「共同体」のネットワークである農協、商工会議所、青年団、消防団、婦人会、さらには町内会や隣保組といった現代では陰的組織で光を浴びてはいないものの、しっかりと自主防護システムを機能させていくことが得策である。

(2) 住生活について

①住居の安全性は基本

健康が個人の責任で心身を管理し維持・増進するプロセスの正常性を示すものであり、限りなく「私事性」によるところが強い。ところで、我が国では外的誘因によって健康が阻害されても、社会問題化されにくい。たとえ社会問題として浮上したところでその訴訟期間は長く、その心身の被害は尋常ならない。日常の安全と安心に関してどんなに聰明であっても、個人で守りきれるものとそうでないものがある。基本的な生活は社会に守られるべきである。昔にあっては健康は徳であり、善であったが人工的都市環境の中にある現代社会にあっては権利である。

住宅の所有形態においても同様で、個人の甲斐性と見られてきた側面が強い。従って住居に起因する病気や事故は私的空間における私的な事故として本人の過失として処理されている。したがってそれ以上原因究明されず「住居と健康」についての関係が明らかになりにくい。

最近の健康問題を引き起こしている事実に着目すると、建築技術の向上、住宅構造の変化、社会構造の変化、医療技術の進歩、病気療養の長期化、地域環境の変化、等々が原因にあげられる。

現代病の多くが多数の原因によって多数の結果がもたらされる複合作用の結果であるから、即効的な対策が打ちにくい。「住居と健康」をめぐる課題は、より広範に拡大し、複雑化している。病状を把握できても原因を特定できない場合が多く、対処療法に止まり、住居への対策に至らず、より問題を深刻化させている。

日常的に頻繁に家庭訪問すれば、障害や病気の背後にある住宅の問題を発見でき、その原因が建物や設備の設計計画や管理の不備に起因していると松本氏（国立衛生院、建築衛生学部）は指摘する³⁾。

死亡は疾病（死亡人数の9割）と損傷、中毒に大別される。もちろん加齢に伴う死にやすさ

は疾病が大きい。(図1参照)しかし、人工的環境の設計によって、損傷を負わせたり、不慮の事故の死亡リスクを高めるようであってはならない。そうでなくとも、住居が起因して健康を阻害し、生活の安全をおびやかしている事実は大きな問題である。

②住宅と事故

住宅で日常、安全性と使い勝手に問題、支障がある、それによって事故が起きたとしても、「それは当人の不注意」ですまされる場合が多い。

決して高齢者だけが不都合を被っているのではなく、年齢にかかわらず居住している人ならば一度はなんと使いにくいくことか、どうしてこの位置にこの向きなの、高さなのだろうと機能性の面で不自由を訴えている、普通の人は十分に身体が適応しているし、何らかの別の手段で回避したらよいと楽観視している。

ところが、加齢による諸機能の低下が現われると、障害となり、事故につながる場合がある。家庭内事故の発生率はデザインミスによるものが多い。

老年期にならなければ障害として目に映らなかっただ段差、敷居、階段、浴室、畳（車椅子利用には不敵）が、バリアフリー設計の公的基準化によって、無視することのできない住宅の性能として存在化してきている。

床段差で問題になるのは安易な形でわずかな段差をつけた畳の部屋である。必ず、つまずくといった事故が起きる。床から段があることを認識可能で、腰掛けるのにも丁度良い高さにしたならば問題にはならない。又、畳の部屋として住文化的デザインとなりうる。

このように、まず安全性を優先する中にも住文化的デザインを取り入れる工夫が設計者に求められているが、反対に住文化を主張するあまりに、安全を無視することになってはならない。それは住宅の役割である第一に基本的生活を守る安全性、構造性、衛生性、機能性。第二に個別的生活、快適性、デザイン性の順位は不動なものであるから。

たとえば厚生省の人口動態統計を参考にまとめた高齢者の不慮の事故について図1をみると死因別、年齢別の死亡率、全体的特徴は

1. 日本

① 不慮の事故では、交通事故に起因する件数が多い。10～14歳最低、青年期で再び上昇し、高齢でさらに増加している。特に、歩行中の交通事故の加齢に伴う増加が著しい。しかし、疾患に比べると加齢に伴う増加は小さい。

② 同一面での転倒は、60歳以上で歩行中の交通事故を上回るほど急増する。

③ 浴槽での溺死が40歳頃から急増している。

④ 70歳以前では歩行中の交通事故が主な死亡リスクであるが、50歳頃から食物による窒息、60歳頃から同一面の転倒、寝台、椅子からの転倒が急増している。

2. 日英米による比較

人間の物体としての生命力、判断力、体力は地域、時代、人種など文化によって大きな差がなく、寿命は気候、水利、日照、栄養と災害によって決まると云われている。図2の日英米の死亡率の比較からその特徴は

①不慮の事故全体では60歳以前は米、英、日の順で高いが70歳以上では差がほとんどない。

②著しく日本が高い死因に溺死と同一面の事故が特徴的である。英、米では加齢に伴って減る傾向なのに、日本では増加傾向のこと、英国では階段から墜落が高いのに比べ、日本では同一面での事故が高い、これは日本の住居形態により老人室は1階に位置すること、階段を利用する時間より同一面を歩行する時間が長い、利用形態によって起こる違いである。

③公的基準の影響

バリアフリー設計が一般の住宅に定着しようとしている。建設省や自治体の指導は、床の段差解消や手摺りの設置、等々（資料2参照）を規定している。これは建設省が平成7年6月に長寿社会対応住宅設計指針として策定したもので、高齢者が安全・快適に暮らせる住宅の普及を促進させるため、部屋の配置、階段や浴室などの設備を設計段階から織り込こめるよう一

定の基準が示されている。建設省のねらいは国民の理解を深めるために教育活動や、広域活動等を通じ、この指針が活動されるよう努めよといふものである。

このような指導を受けて建築士（設計者）はバリアフリー・デザインをどのように考えているか知る手掛りとして、「山梨県障害年幸住条例」が1994年10月施行され、併せて「高齢者等住宅整備指針」の発表があったことを背景にして考えられた高齢者等住宅提案プラン集から特徴的なプランとコンセプトをみると（資料3、4参照）、明らかに、「段差をなくす」「手摺りをつける」「車椅子の利用」「寝室と便所、浴室を近接」が配慮されている。

こうして公的基準が住宅分野におけるバリアフリー環境として当たり前のものとなっていくのである。

又、江戸川区の「高齢者の自立、介護者奨励事業」の中で、具体的に改造する場所として浴室、便所が圧倒的に多く（表1参照）、というのは住宅の中でも段差が一番多い場所だからそうだ。この事業をすすめていきながら、窓口で改造事業の相談時に、「手摺りの設置、扉の引

き戸化、段差の解消等」をアドバイスしているという⁴⁾。改造後も手摺りの適当な箇所への設置が浴室、便所、寝室それぞれに求められている⁵⁾。

④ 基本的な住生活

人間がいきしていくことができる基本的な生活環境は、人間の浴する安全欲求が充足されることである。安全欲求の充足は私事性的な責任だけに満たされるのではなく、公共的な保障、保護という考えによらなければ、基本的な生活を守ることがむずかしい場合がある。

個人が安全を祈願し、備え、予防するにもかかわらず、社会が複雑化し、機械化した都市環境では、天災はさておいて、人災による事故が多く、思いがけない莫大な被害をもたらしている。環境問題もその通りである。

住生活を中心とした事故も前述したように、設計者や施主が日本の住文化的、仕様に固執した為に起こることがある。

敷居、畳、段差の組み合わせによって、住宅内の格式を示し、そこではそれなりの立居振舞が要求され、作法があった。ところが現実は、襖や障子を開け放し、畳の部屋はリビングの延

表1 一般的な改造内容

浴室	<ul style="list-style-type: none"> ★浴槽を交換する。本人の状態に合わせ、立ち上がりの高さは調整する。 ★内蓋の場合は、給湯器を戸外に出し、浴室スペースを広げる。 ★段差解消は、床そのものを上げるか、スノコを敷いて対応する。排水は入口のグレーティング、シャワーカーテンなどにより確保する。 ★扉は可能な限り引き戸にし、ガラスは用いない。 ★給湯器は、リモコン付きのフルオートもしくはセミオートとする。シャワー浴が可能なように、シャワーの取り付けもする。 ★場合により、リフトやブースター等の福祉機器を取り付ける。 ★人口や浴槽脇に手すりを設置する。場合により、手すり付き浴槽を設置する。
お手洗い	<ul style="list-style-type: none"> ★和式は洋式に。便座は暖房機能付きとし、状態により洗浄・乾燥機能付きのものを設置する。 ★扉は引き戸とするが、できないときは外開きとする。 ★便器脇や手前にし字手すりを設置する。 ★段差はスロープなどで解消する。 ★介助が必要で、拡張が必要なら対応する。
玄関階段	★段差解消機やスロープで段差をなくす。
居室	★畳を部分的に板張りにしたり、廊下全体を上げて段差をなくし、車いすの行動を容易にする。

注) 住サイエンス『在宅ケア促進のための住宅改善』より

長であり、そこで居ずまいを正すなどといった作法とは無遠である。たとえば敷居の分だけの段差がついた畳の部屋のように安易に形骸化された形での導入はつまずくといった転倒事故のもとになる。

もちろんこの事故の原因が段差であることから、今後どのようにつくるかといった方法を考えると全く段差をなくすという方法か、段差を段にして機能性をもたせるという方法がある。

又、現代の2階の居住部分の利用からみると階段は勾配がきつすぎる。土地問題や生活空間として2階が利用されるべく階段のあり方もかわらなければならない。

日本人にとって温泉は疲労回復源であり、内風呂は理想であった、そこで浴室は温泉や銭湯のミニチュア版になり、風呂が住宅で一般的になったのは、そう古いことではない。段差を用いて水処理をするのは必然のことであったから、今、老人介護や老人や障害のある家庭の改造希望が浴室の段差処理、手摺りの備付に集中するのはわけがある。しかし、これは浴室だけの問題でなく、浴室に至るまでに段差や敷居、狭い廊下、出入口の幅などの幾重ものバリアーが存在する。このことが住宅の性能を考えるときに重要な課題である。

ところで根本的な原因は、他国の文化や公共性のある施設的設備を日本の住宅の寸法の中に強引に取り入れていく過程で、住居者の安全性を考慮しようとするより、つくり手側の技術や技能の限界が様々なバリアーをつくる結果になってしまったといつても過言ではない。

そこで基本的な住生活を守るために、建築の基準構造にかかるバリアフリーとして、部屋の広さ、床の段差、出入口の幅、単純な動線、壁を取り払うを、個人の身体的特性に応じた手摺、水洗金具、ドアーの把手云々等という個別対応と区別して考えることが大切である。

次の視点は、物的環境を建築的補完や介助機器の使用することで、なんとか自立した高齢者の住生活は、住宅の維持管理、修繕がしやすい規模が求められることである。

又、老人の生活圏は、身体的機能が低下していく中で、ゆったりとした思いで、社会と接していくこうとする「健康のため」が全生活の目標となっている。友を訪ねたり、散歩、ゲートボール、通院が、一日のスケジュールであるが、毎日一定しているわけではない。所要時間は短く、この点を結ぶと自宅を中心にして10~30分圏内である⁶⁾。

こうした老人の外出特性を考えると、車や道、地域のコミュニティが高齢社会の生活環境の健全で安全な生活を送る根幹になっている。

そこを通る道は人が主体で歩くことを優先し、ヒューマンスケールでデザインされていなければならない。主幹道路は車が主体であれば、地域の生活機能（老人と子供にとって安全）が面化してコミュニティでつながっている小路は幼い子供や老人の歩く、走る早さにあわせた車のスピード制限が求められる。

以上老年期に健康な住生活を過ごす条件は図3に示される関係性の中で成り立っていることを再考しながら、将来の住生活設計をたてることが望ましい。

⑤ 老化と備え

聴覚・視覚・会話の基本的な生理機能の低下、歩行など日常生活動作が低下してきたと認識はじめるのが75歳以上で現れる割合が一割以上で顕著である。又、障害の程度別の分類、表2から日常生活における動作能力は70歳で8割、80歳で7割を切り何らか機能に障害をもつてくことがわかる。

つまり、寝たきりや痴呆にならない、軽い障害をもつてくる現象が老化であり、個人差はあるにしても、予備力の低下、性格的能力、回復力の低下、適応力の低下に伴う気力の低下は、住宅を建てたり、購入したりする経済的に肉体的にも活力に満ちていたような若い頃のようなわけにはいかなくなるという局面をこれらのデータから知ることが大切で、「備えあれば憂いなし」もしくは老化による必然的な機能低下を補う機能・性能、病理的機能低下を防ぐ安全性かつ保健性を考慮した人工的な補正手段をもって

住生活環境の物的面を計画・設備することによって予防する姿勢を喚起することが重要である。

(3) 理念について

① 教育と観念

現代生活が複雑になったところで、今一息ついて、正邪、良・悪、何かそういう判断をするとき、自然法則に従って生きていこうとする動きと思考による人的操作で生きていこうとする二つの極にグループが分かれつつある。

科学・技術の進歩から生まれた問題を処理するにあたって、技術的手段によっては完全かつ円滑な解決にならない。科学の成果というものがつねに中立であって、科学・技術が社会の発展と人間を豊かにし、幸福にするか、破壊するかは、利用の仕方によると一般にいわれている。利用の仕方は、いったいだれが決めるのか、そ

れを決める人は常に正しいだろうか。

このようにすべての決定要因は人間の精神であるということ。歴史を通じ、各地域のいつの時代でも、人間は生活の資を見つけ、それを蓄えて文明をおこし栄え、消滅してきた変遷の中で、過去と現在の経験は例外なく、基本的な資源を供給するのは自然ではなく人間であることを知ることができる。

又、人間こそ資源であるならば、人間の資質を高める環境こそ考えられなければならない。それを教育と呼ぶならば、教育こそあらゆる資源の中で、もっとも重要なものである。

現在社会のような遺伝子工学の発達に伴う乱用のおそれ原子力の危険、科学・技術主義の暴走、商業主義の弊害、こうした諸問題に対する対策は、教育普及と向上に、帰着するというのは、世界普遍的な認識の一つである。

表2 老化を意識する年齢

(%)

障害程度		65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上
A	聴力:普通に聞こえる	96.7	93.7	87.0	69.1
	視力:普通に見える	95.8	92.0	87.1	76.9
	会話:普通に話ができる	98.7	97.3	94.8	87.7
B	歩行:普通にできる	94.7	90.0	82.8	61.5
	一人で普通に食べられる	99.4	99.2	97.9	93.2
	排泄:普通にできる	99.4	99.2	98.0	90.8
	入浴:一人で入れる	98.9	98.4	96.4	86.9
	着替:普通にできる	98.7	98.1	95.6	86.4
C	バス・電車で外出自由	95.5	90.7	80.6	55.5
	家庭内では不自由なし	3.2	7.1	14.0	27.9
	少しほぼく	0.3	0.4	1.6	3.8
	起きているがあまり動かない	0.5	0.8	1.7	3.9
	寝たり起きたり	0.2	0.5	0.9	2.7
	ほとんど寝たきり	0.2	0.2	0.5	2.1
	寝たきり	—	0.1	0.3	1.6
	まったくの寝たきり	0.0	0.2	0.4	2.4
	障害のない高齢者	89.6	80.3	68.9	44.5
D	軽い障害のある高齢者	8.3	16.2	23.9	35.9
	比較的重い障害のある高齢者	1.1	1.7	3.5	6.9
	寝たきりの高齢者	1.0	1.8	3.8	12.7

A : 基本的生理機能の実態

B : 日常生活動作能力の実態

C : 総合的日常生活動作

D : 階級別動作能力類型

注) 東京都社会福祉基礎調査報告書『高齢者の生活実態』より

教育は個人の潜在的な力を現実の力に変え、社会の役に立つようとする。これが教育の本来の目的である。

したがって教育の役割は、人間は何のために生きるのかその意味と目的を知らせ、人生いかに生きるべきかについての観念を伝達しなければならない。そうして何をなすべきか、人は思案していく中で文明、文化を起こすのである。

確かに、技術手段であるノウハウを伝えることも必要であるが、それは二義的である。

今日の社会をおびやかしている危機は、科学・技術のノウハウが足りないのでなく、人類の生命に対する尊厳性に欠けているからではないか。このノウハウを破壊目的に使ったがためにあのような惨事（薬害サリン事件）になったのは記憶に新しい。

人生を導く師という人は、価値を身につけ、それが精神の部分となり、身・口・意が一体であらねば、実際には影響力がない。価値は常に人の思考と感情についてまわり、世の中を眺め、解釈し、行動するまでの手段・道具である。人がもの事を考えるとき、ただ考えるのではない。つまり精神は白紙でない。また、すでに白紙でなく何かに染まっている。無数の観念が入りこんでいる。

人は経験と自覚的な思索によって、小さな観念は簡単に捨てができるが、大きな観念として存在するものは捨てがたく、ましてや普遍的と思いこんでいるもの程、変えるのは容易なことではない。それから、観念は思考の道具であって、結果ではないから、意識、目前に形化することがむずかしい。というのは、自分には影色は見えるが、見ている目は鏡を使うか自分以外のものをかりなければ容易には見えない。

人は他人の精神の中にある。固定観念や無意識の考え方の道具にしている観念に気づくことがある。そのとき、人は観念を使って考え、観念によって考えるわけであり、思考とは一般的にいって、ある状況とか事実に対して既存の観念を当てはめていることだといえる。そうするこ

とによって納得できるものにするのである。したがって、このような観念の中にある価値が問題になる。

価値とは存在して、存在をもたらしている原因である、目的にどの程度答えていているかということである。そうすると、その目的である世界観をどう見ているかということになる。つまり、世界の中の自己、人をいかに体験し、解釈するかはいうまでもなく、その人の精神の中にある観念の質に著しく左右される。その観念が貧しく、力弱く、浮ついていたり、上滑りでまとまりがなければ、その人の生も生彩を欠き、魅力なく、卑小で混乱している。

教育に求められるものは、技術の訓練や知識の教授や遊び以上のものである。それらを手段として、世界観を明らかにし、人生の意識を人に納得させてくれる観念や思想そのものである。

人は何でもこなす方法こそ、科学思想の中で手に入れることができると思っている。しかし、それは研究目的には役立っても、人間はいかに生くるべきか、何をなすべきかという問題には役立たない。人が疎外感を味わい、迷いに落ちたとき、生きることを空しく無意味とおぼえたとき、ノウハウの研究からは示唆は与えられない。もちろん、科学は自然界や人間工学的環境の中で、ものごとがどのように動き、働くかについて教えてくれる。

特定の科学・技術を学んだとしても、それは人生の幅広い目的には特殊すぎる。生の意味や人間の内面生が弱まった時、癒してくれるものになりえない。

問題は科学・技術教育の専門化にあるのではなくて、人間という全体像の中で、科学がどんな位置を占めているのかということが忘れられているからである。又、諸分野で人間観が意識されていないからである。

あらゆる分野はどんなに専門化していても、一つのセンターに結びついている。だから互換性があり、一つの目的、設計図によって、人は動かされるのである。つまり根本的確信と人間

を動かす力を持っているのが観念であるから、そのセンターにつながらせることが、「全き人」として造り出すとき、はじめて教育としての役割が達成される。

② センターの特性

人間は潜在的に完成をめざしている。人間は何をしたら完成という境地に至るだろう。それは人間が人間である特性ゆえに悩む問題であり、求め続ける方向性である。

人間の内面にこうした生きる目的と意味が組み込まれている。これは宇宙を創造したもうた宇宙意志、人類を誕生させたもうたエネルギーの親的性質を相続しているからと考えられる。この宇宙意志や親的性質と一致したときが完成である。

相続しているという視点で、人間の欲求特性を歴史的哲学と心理学を背景に整理してみるとまず第一に自己実現欲求があげられる。これは宇宙意志が宇宙を構想したその創造力に似ている。人間が個人で心と体を一体化させていく訓練の中で発生される力である⁷⁾。創造性の相続である。次に、愛情欲求である。愛情欲求は個人である人間と人間の一体化を求めるエネルギーの発生である。そこでは心情の相続を受け継ぐことになる。さて威厳欲求と発展し、万物を主管し、一体化する影響力となる。その威厳力は宇宙統轄としての秩序完成に及ぶ、人間はこの主管力を相続し、社会に威厳性を示すことになる。

③ センターにつながる生活

「センター」としっかりと接触を保っていることによって、人は根本的確信、人生の意味と目的について迷い混乱はしないだろう。その人の生活は善的なるものへの努力であり、正しい生活を試がけている。もちろん努力する当人にとっての善であり正である。したがって、当人自身が雑多な衝動、本能、欲望を抑制し、心を整理しない限り、善への努力は乱れ、矛盾し、無駄に終わることがある。「センター」は人間が自己と世界（宇宙）に関する観念の秩序だった体系を自分のためにつくり出す場所であり、その観念の体系によってさまざまな努力の方向が調整されるのである。

さて、そこで人間の生きる目的に人間の完成という仕組みが刷り込まれているとするならば、人間がその宇宙意志の特性を相続しているという視点にたって、具体的な生活の中でどのような責任を果たしたならば、将来、中心につながり、自分は何をなすべきかを人生の課題として知り、今を正しく生活することが早道であるかという思いに至る。

表3に「段階的人間性の特性」を示す。センターにつながる人間性は段階的に開発していくことによる秩序から生まれる。まず第一段階は個人の完成、二段階は家庭の完成、三段階は環境（社会）の完成の段階である。これは「存在の次元」とか「意味の段階」を認めなければ、世界を理解できないし、宇宙の秩序を完成づけ

表3 段階的人間性の特性

責任	欲求	価値		主管	手段		
		基本	個別		内的	外的	象徴
個人	自己実現	健康	主体性	心と体	知	頭	光
家庭	愛情	喜び	ぬくもり	人と人	情	手	熱
社会	威厳	幸せ	思いやり	人と人 人とモノ	意	足	氣

責任とは：生命を保護し、維持、管理、処理すること

価値とは：人間の本性にどの程度答えているかその基準、動機に関係する

手段とは：努力、精神にむけて最も使う心身の部位、それによって発生するエネルギーの特徴

られないように、段階秩序の観念はものごとの理解に欠かせない。

まず「個人の完成」とは、個人の心身の健康を維持・管理・運営することによって基本的生活を守り、知を燃やすことによって真理にめざめ、明るくなり、エネルギーを発生し、創造力を相続し、自己実現を達成する。このような個別的生活をめざす中で、主体性を確立することがその成果である。

次なる欲求は「利他を愛す」欲求にかられる。本能的に物体が生存し、繁殖し、作用する為の発生する力とは異なる。

その段階が「家庭の完成」である。ここでは家庭を維持・管理・運営することによって基本的生活を守り、愛情を与えあう関係によって他を喜ばせ、自分も喜ぶ。親の心情を相続する場である。親は子供を産み、育てる過程で、自分より子供が高くなることを願う。自らが下敷になることによって他を喜ばせ、喜ぶという愛の特性を学ぶ。そこにはぬくもりがある。

人生を階段にたとえることがある。その上での人間の位置、自分の位置を見きわめることができたとき、人生には意味深い仕事のあることを知る。自己の潜在能力を開花させ、人を喜ばせることを知り、さらに人類の幸福を求め、人類が幸せになることを願い、それを仕事にすることが人間の課題であると思うようになる。

その境地に至る段階が最後の「環境の完成」である。主管する組織を維持し、管理・運営することによって信頼関係を築き基本的生活を守る。思いやりある言動や行動による力で心と心の交わりを深める。その威儀力が人々に社会に影響し、自ずと、福祉社会を形成することになる。

IV. まとめ

以上の考察をまとめると、段階的秩序の存在を認識すること、それが、人生の意味と目的を自分の課題として把えることとなり、その方向に向けて、生活して行くことこそ、基本的な生

活を豊かにするものである。

人間は如何に生きるべきか、何のために生まれてきたのか、自分のしていることにどういう意味があるのかと考えるのが人間の特性である。科学・技術の発達した物質環境下、平穏で何不自由なく暮らすことができるようになったからといって、人間的な全く豊かさを享受しているかと問われるとそうではない。虚無感はまだ癒されぬまま、人生の意義は何かと、脳裏をかすめる。生活は煩惱に苦しむ。

このような葛藤に対する意味を明らかにしようと形而上学の分野では歴史上、聖人といわれる人が民を先導してきた。ただ、その内容の表現が厳しく、難しいために一般に敬遠されがちである。

しかし、生活を分析すれば、人間の実相は精神性と物質性の二性が融合・合性一体化したものであるから、必然的に精神性を哲学的アプローチで、物質性を科学的アプローチで考察することによって、一つの真理を究明することになる。

だから、どうしても、科学的発想が進めば進む程哲学的発想を明らかに確信して、もちあわせなければならない。

外的（物質的）諸相が変わっても、内的（精神的）目的や構想は変わらないというのが普遍性である。人間の誕生と存在に関しては、この普遍性である。人間を存在せしめた意志、その中心の力の特性を相続していると考えができる。

その特性が人の生き方を支配するのである。しかし、その支配は完全支配でなく、そのようにありたいという願望を人がもつことによって、自由という中で責任を果たしていこうとする意識と意志に任せられるのである。

中心の特性は人間性として「主体性」、「ぬくもり」、「思いやり」の三つの段階的な性質として完全な形をとる。まず、第一段階で、個人が健康を課題に心が体を主管し、知的に責任をとる中で、自己実現欲求を充足させて主体性を確立していく。次の二段階では、親が主管し、愛

情欲求を家庭で満たし、「喜び」を創成する場として管理・運営していく中で、「ぬくもり」の熱によって伝わる関係をつくるのである。最終段階三段階の「思いやり」は主管者が組織の幸せを願いながら、福祉社会を築いていこうとする「気」である。

この三段階のプロセスは当人の努力の中で、当人にとって善であり正しい生活をすることによって確立していくものである。この三要素を育成することが教育の課題である。

その結果として、正当な福祉社会になるのである。

ところが、日本の生活環境は、最も基本である健康をおびやかしている。

健康は私事性による責任が強いのは前述した通りであるが、命は私事性と公共性の両面の保護で存続するものであるから、人や動物の生物的原則である「子供は成長し、大人になり、やがて老いる」ことに対する安心感を平等、普遍なものとして公的に保障されなければ、人間性の発展をも途絶することになる。

いかに、「健康」が基本であるか。私的に、健康な生活を維持・管理・運営し、公的に保障されなければならない。それが福祉社会の基盤である。

特に、健康な住生活の条件は「住宅水準・住宅性能の確保」「住宅の維持管理・修繕」「暮らし方」である。それは基本的な住生活を守るためにものである。建築の基準構造のバリアフリーとして、部屋の広さ、床段差、出入口の幅、単純な動線、壁のとり払う等と身体特性に応じた個別対応の設備・計画とを区別して設計することが大切である。

住宅の規模は生理的欲求を充足する設備の基本的生活に重点をおいた上で個別の生活の空間を設けることである。住空間の維持管理までも考慮した住宅の規模が望ましい。

暮らしは住宅を拠点に共同体の扶助が可能な生活圏域として求められる。共同体扶助の精神は親的心情が育っていることである。ということは、住宅で「ぬくもり」のある家庭が営まれ

ていることによって、その精神も可能となる。

福祉社会の樹立には、住宅と家庭の再建が必要になる。

引用文献

- 1)『老人福祉論』田中荘司 建帛社, 1991年10月 p.17.
- 2)『老人福祉とは何か』一番ヶ瀬康子 ミネルヴァ書房, 1994年11月, p.165.
- 3)『住サイエンス』松本恭治 創樹社, 1991.vol.17 pp. 4-9.
- 4)『住サイエンス』松崎悦子 創樹社, 1991.vol.17 pp.60-65.
- 5)『高齢社が在宅生活を続けるための住生活サポートシステムに関する研究(その1)』林玉子他, 住宅総合研究財団, 1995年2月 p.17.
- 6)『住サイエンス』狩野徹 創樹社, 1992 vol.20. pp.94-99.
- 7)『共栄学園短大紀要』樋口真基子, 1994 vol.10. pp.109-119.

参考文献

- 1)『家と庭の風景』増田友也 ナカニシヤ出版, 1987年9月.
- 2)『社会福祉概論』重田信一 建帛社, 1994年1月.
- 3)『全訂版・日本社会事業の歴史』吉田久一 効草書房, 1994年2月.
- 4)『日本社会福祉史』池田敬正 法律文化社, 1986年4月.
- 5)『自治型地域福祉の展開』太田紀久恵編著 法律文化社, 1993年3月.
- 6)『生活の中の福祉』柴民芳 中央法規, 1994年10月.
- 7)『高齢時代を住もう』伊藤明子, 園田真理子 建築資料社, 1994年9月.
- 8)『高齢化社会を生きる高齢社会に学ぶ』ルイス・ローウィ&ダーレン・オコーナー ミネルヴァ書房, 1995年7月.
- 9)『スウェーデンを検証する』岡沢憲英 早稲田大学出版部1993年3月.

- 10)『スウェーデンのグループホーム物語』バルブロー
ベック・フリス ふたば書房, 1993年3月.
- 11)『スウェーデンから何を学ぶか』福祉文化学会,

- ドメス出版, 1994年5月.
12)『建築文化』彰国社 1992年3月

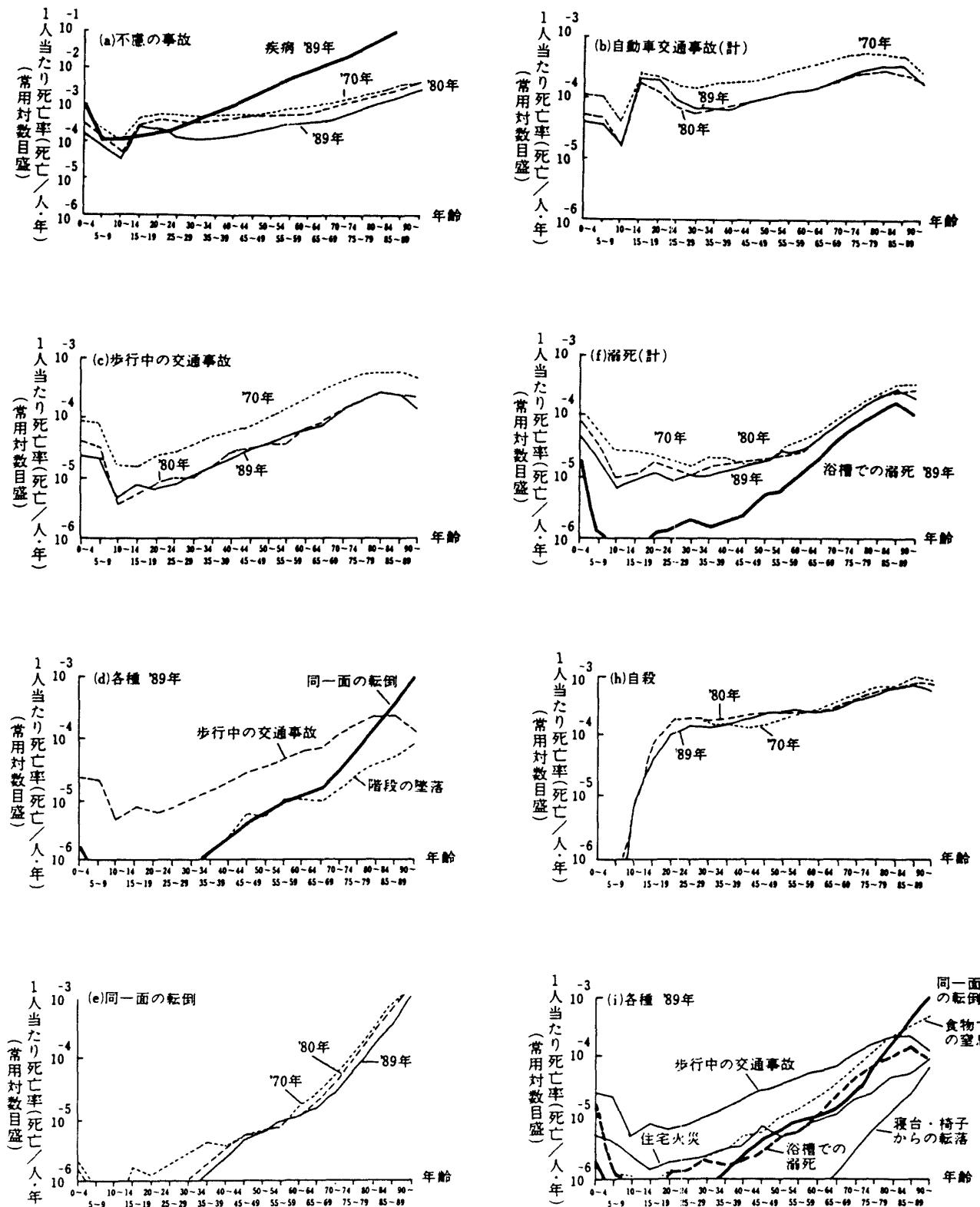


図1 死因別・年齢別の死亡率（日本）

注) 住サイエンス『高齢者の安心と安全』より

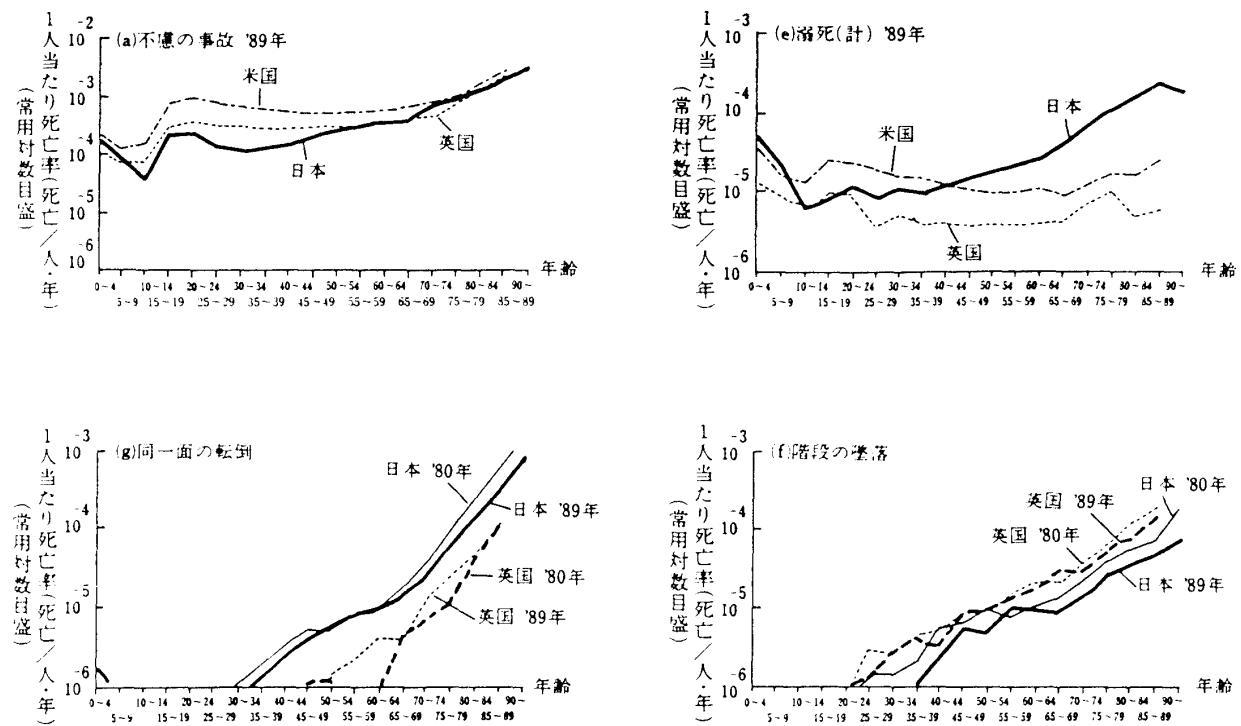


図2 死因別・年齢別の死亡率（日本・英国・米国の比較）

注) 住サイエンス『高齢者の安心と安全』より

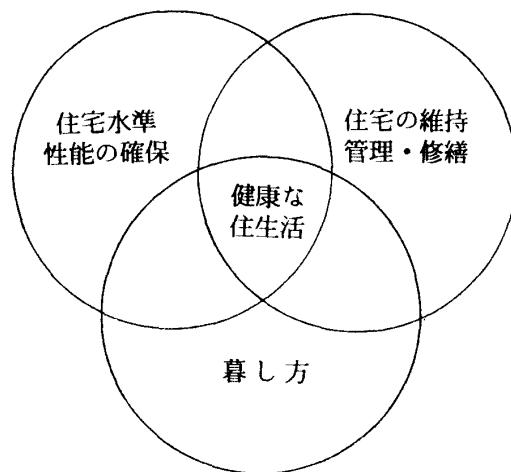


図3 適切な住環境下で

資料1-1 福祉についてどう考える（介護福祉学生のアンケートより）

- ・人が社会の中で生きていくために必要な道徳、けれど今の世の中で最もかけているもの。
- ・誰もが生き生きと生活できる場を作ること。そのために、社会的弱者を助けていくこと。
- ・社会福祉とは、幸せのこと。すべての人間が幸せに暮らすために、なくてはならないもの。（例えば、あたり前の暮らしをする為の援助など）
- ・この大きい社会の中でいろいろな人々（障害者の人や子供など）が、社会の中で生きていくのに必要なもの。1人1人共存できるような住みやすい環境をつくること。
- ・障害を持つ人々も健常者の人も、それぞれが幸せになるための手助けをしていくことが福祉の基本じゃないか、と思っています。
- ・これから社会に必要なもの。
ひとつサービス、というか誰もが与え、受けられることができるもの。
- ・誰もが普通の生活をできるように手助けしたい。利益を求めないで自ら貢献すること。
- ・お年寄りや障害者（児）も含めて、人が人間らしく扱われ、生活活動することだと思っています。
- ・人があるていど平等に暮らせるための制度。
- ・人が人間らしく生きづけられるように。
- ・人を助け、守る制度。
- ・人間が生きていく上で、必要な事を援助する事。
人は一人では生きていけない。
- ・人々の心の支えとなってくれるもの。これからの現代の社会に必要である。
- ・人間が一人一人が平等な生活を送れること。
- ・どんなものなのか、はっきり説明できないが、他の人のためにもなるが、自分が更に成長していくためにもなるものだと思う。「なきは人のためならず」のように、あらゆる人の人権をみたすための仕事。人のためではなく自分のためになるものだと思う。
- ・人は一人では生きてゆけないから、助け合いが必要だと思う。わたくしが、もし身体の自由がきかなくなったら、1人じゃできないことは手伝って欲しいと思うとおもう。
- 社会福祉は、世の中で最も人間らしい仕事だと思う。
- ・自分たちが暮らして、生活している社会の中で、赤ん坊からお年寄りの方たちまで、すべての人間が、平等に、住みよい社会であること。
- ・人間が生きていくために頼るらなければならぬもの、誰にでも必要なものだからすべての人が福祉の問題点について考えなければならないと思っています。
- ・私は福祉というものは、だれもが生きていくうえで毎日考えていくもので、だれもが受け入れているものだと思う。
- ・福祉とは、人が生きていく上でとても大切なものであるし、生きていく上でかならず関わるものだと思う。
これがなければ、人は豊かに生活できない。これから日本はもっと福祉について積極的にとりくむ必要があるのではないだろうか。
- ・私は社会福祉とは、社会福祉施設に関することが社会福祉というのだとずっと思っていました。

今は、まだ社会福祉について習い始めたばかりで、社会福祉とはどういうものかよくわかりませんが、きっと施設のことだけではなく、自ら道に落ちているゴミをゴミ箱に捨てることも社会福祉につながるのではないかと思います。

- ・私は老人や障害者の方だけに福祉というものがかかると思っているという考え方でこの学校にきました。しかし、何週間かの授業を受けて、社会福祉とは誰もがかかわっているものだということが分かってきました。私は、そのような現実と自分の考えていたことが違っているのに驚かされています。そんな福祉をこれから色々学んでいくことに不安を持っていますが、福祉関係の仕事をして行きたいと思っています。私は福祉は、生活する中で大切な役割をはたしているものだと考えます。しかし、まだその大切な役割の内容はよく分かりませんが……。
- ・あまり深く考えた事がないのですが、障害をもつ人から平常な人までの生活をよりよくするためのものではないでしょうか。
- ・人間が平等で社会の為によりよい貢献をすること。身体・精神ともに幸せに生活するのに援助すること。
- ・人ととの関わり、相手への理解やいたわり。一人一人の生活を少しでも向上させるためのもの。
- ・福祉とは、1人の人間が人として社会の一員として暮らしていくためのものだと思います。そして、その人間が暮らしていくなかで、より快適に過ごすためにあるものだと思います。
- ・人によってそれぞれ能力の差はあるが、どんな小さなことでもかまわないから、人のためにちょっとでも役に立つことができれば、それは立派な福祉と言える、と思います。だれもが特に意識することなく、自然に手をさしのべることができればすばらしい社会になるのだと思います。
- ・福祉とは人々の生活をとりまく様々なことをより良くするためのものだと思います。
- ・人に対して行う仕事。とても複雑なものがからみ合っている奥の深いものだと思う。例えば、すばらしい介護者がいたとしても、よい環境、よい衣服などがなければなんの効果も持たないものだと思う。
- ・人が平等に生活できるように活動すること。
- ・人ととのふれあい、人が人を助けること。
- ・現代社会で自分らしさをだせない人、社会参加に対して障害がある人を、仕方がないとか、いやだという気持ちでなく、みな同じ人間であり、市民であるという思いやりから、助け合える関係をつくること。
- ・人間が平等に幸福な生活を送るために経済・精神・肉体的な面での様々な問題を解決していくこと。また援助していくこと。
- ・誰でもやろうと思えばできる仕事だと思う。相手を知ることができ自分を知ることだと思う。人それぞれ幸せになれるのだと思う。
- ・人間として生まれてきた以上、普通の市民である以上、誰でも同じように生活していく権利と義務がある。その権利を自分一人でいかせない人を、一人一人援助していくことだと思う。

資料1-2 福祉についてどう考える（介護福祉学生のアンケートより）

- 数えきれないものだと思う。福祉＝幸せというくらいだから、私達が健康でこそやかにすごせなければいけないものです。
- だから老人や障害者、子供、みんなのためにたくさん改善していかなくてはならない面があると思います。
- 自分もいつ障害者になるかわからぬし、いずれは年をとるものです。
- 福祉は私達が幸せに暮らしていくためにあるものだと思います。
- ・私が福祉を学びたいと思った最初のきっかけは「家族」にありました。それは、私が福祉は生活が困難になった人たちの面倒を見ることだと思ったからです。だから、福祉のしくみ、介護技術を学んで、祖父母、両親に役立てたいと考えていました。
 - しかし、学校に入り、老人ホームでの実習、学校での授業をこなし、本を読んでいくうちに、福祉は困っている人の面倒を見ることばかりではないんだ、そういう人たちの生活環境、地域の福祉活動などを向上させるという目的、目標もあるんだということも知りました。だから、家族のためにという考えが、地域、施設というふうに視野が広がったのは、自分の中の変化です。
 - ・福祉＝幸福だと思います。年金や様々な在宅サービスもいわば私たちが幸福になるために、老後を幸せに過ごしていくために行っているものだと思います。福祉は人の窮地を救うものです。例えば生活保護は一定の金額を支給してくれます。福祉は人間が生きてうえでかなりのウエイトを占めていると思います。
 - ・福祉の概念といつても、一言で言いきれるものではないし、とても難しいものだと思う。しかし、自己の中で一番大切だというものは“いつでも相手の立場に立ち、対等につき合っていくこと”だと思う。この中で相手から教えられたり学んだりすることは沢山ある。そして、それについてもっと深く学びこんでいくことも大切ではないだろうか。
 - ・誰もが、すべての人が生まれてから死ぬまでの生活（人生？）をよりよくするためのもの。
 - ・私は福祉とは幸せであると思う。人間は1人では生きて行けないし、生きたとしても幸せではないと思う。福祉とは自分よりも不幸な人、幸せを強く求めていながら自分の力ではできない人に、私のできる事、出せる力をできる限り出し、お互いを幸せに近づけていくことではないだろうか。
 - ・「福祉＝人の為になるもの」と、入学前や入学したての頃は思っていました。でも、半年、福祉を学んで見て、特に実習へ行ってみて「福祉＝人の為」にプラスして、自分の為にもなるんだなあと考えが変化しました。
 - ・福祉とは、老人・障害者だけでなく、すべての人々にかかわる人ととのふれ合い、助けあいだと思う。なぜなら、人は一人では生きていけないからだ。
 - ・誰でも、すべての人が生まれてから死ぬまでの生活（人生？）をよりよくするためのもの。
 - 福祉とは、お互いに助け合って共に生きていくこ

とだと思う。私たちは、決して一人で生きていくことはできません。人と人とのかかわり合いの中で生かされているのだと思います。だから、皆が福祉の心を育てていくことができれば、きっと誰もが楽しく安心して生活できる社会が築いていくと思う。

- ・人ととの機械的、義務的な仕事ではなく、暖かい心と手がなくてはならない。人間同士の助けあいと磨き合いである。
- ・福祉とは特別なことではない。福祉を受けることも恥しいことでもない。特定の人を守ることではない。人類全体を守ること。
- ・人は一人では決して生きていけないもので、人と人が助け合うことが福祉の元となるものだと思います。また、世界中には様々な人がいるけれど、それぞれ個人の存在をみとめること。
- ・すべての人を守ること…？

すべての人が人間らしく生きられる為のもの「暮らしをらくすること」

- ・漠然とした福祉に対する気持ちや見方が入学して変わった。現実に迫っていて確かに学んで身になるが大変であると思う。福祉とは弱い者が生きていくときに、より良く生きるためにものであると思う。

- ・人を助けること。
- 日常の中で困ったことを解決し援助すること。体の不自由な人や老人でも安心のできる生活を出来るようにすること。

- ・福祉は我々すべての人間の生活を支えるものだが、現代の社会では老人の介護問題が多くを占めている。しかし、もっと幅広く、我々が理解していくべきものであると思っている。

- ・行為をする中で障害のある人達に援助をし、障害の重さを軽くすること。現在の社会の中で普段通りに生活できる環境をつくること。
- ・利用者と介護者のどちらが先に出るというのではなく、互いに支えあって成り立つもの。
- ・障害がある人や体の不自由な人、そしてお年寄りが健常者と同様な暮らしや差別のない生活が出来る様に手助けする。

- ・年をとったり、生活していくうえで、何らかの障害をもつ人に対して、障害の部分も介助していく。少しでも、住みやすい街づくりをしていく。
- ・事故や、年をとり生活するのが困難になった時などに、日常生活の援助をするということ。
- ・高齢化社会を迎える今日、女性の社会参加も進んできたため、家庭における老人、障害者の介護者は減少してきている。又、核家族化などによって老人の1人暮らしが増えている。「そのような社会へ対応する福祉」ということがまず頭に浮かぶ。その他にも金銭的なこと（保険の問題など）はあまりよく理解できていないのでこれから勉強していきたいことの1つである。

- ・障害者・老人を含め、社会で生活が困難な人たちがたくさんいると思います。こういう人たちの生活を少しでも楽になるように助けてあげることも福祉の1つだと思う。
- ・居・食・住を含めた生活全体のお世話をあげることなく、お世話をさせてもらうという気持ちと、

資料1-3 福祉についてどう考える（介護福祉学生のアンケートより）

- それにともなう技術。
- ・その障害になるものを取り除く作用をするもの。
 - ・人が困っている時、力になれるもの。
 - ・普段の生活について何らかの心身障害があり、不自由している人に援助や介護などの手助けすること。
 - ・利用者にとって一番良い介助をし、少しでも利用者の支えになる事。
- みんな同じラインに立った視点から見る。
- ・はっきりした答えではないけど、心体に障害をもっている人たちの少しでも役に立つことをしてあげることだと思います。
 - ・えんの下の力持ち。というか、体の不自由な人も平等で暮らせる為に、影で支え、援助し応援する。
 - ・お年寄りや体の不自由な人がなるべく普通に生活できるように助ける。
 - ・何か援助や介護などを必要としている人に対して、普通の人間としてくらしていけるように、援助・介護をすること。（身体だけでなく、心も）
 - ・これからの中高齢化社会において最も必要とされるものの。
- これから自分に深くかかわってくるもの。
- ・福祉とは、いわれてもまだピンとこない。
だが、体に何か不自由なものをもっている人を健常者が助け、奉仕するもの。
 - ・体の自由が利かない人や老人の方が安全に暮らしていく社会を市民全員が作っていくことだと思う。
 - ・その障害がじゃまをして、思うように生活できない人のために、精神的にも支えてあげること。
 - ・差別のない社会をつくっていくのに必要になっているもの。
 - ・福祉といっても、さまざまな福祉がある。（老人、障害者、社会など）
 - ・困っている人の役に立つことだと思う。
 - ・利用者が望んでいる介護をする。
 - ・これからの中高齢化社会には福祉がとても重要、もし誰かが困っていたら手助けや援助をする。
 - ・ハンディをもった人々を助けていくもの。
 - ・生活の一部である。
 - ・福祉とは、困っている人などの役に立ったり、力になることだと考えていた。しかし、福祉とは私が考えているよりもっと幅広いものだと思った。それをこれから学んで行きたいと思う。
 - ・福祉とは、困っている事があったら、お互いに助け合うことだと思う。この合うということが大切だと思う。
 - ・「福祉」というと幅広く一言では居えないものだと思う。
- 私も「福祉とは？」と聞かれるとまだ分かっていないので短大を卒業するまでには理解したい。現状では、みんなが幸せに安心して生活するために必要なものとぐらにしか言えない。
- ・福祉というものはとても幅の広いものであるし、2年間で学びきれないと思う。でも自分の中では、とても大事だと思う。
 - ・福祉とは、ときかれてもよくわからない。
短大の授業でも同じようなことを書いている。2
- 年間で勉強していきたいと思う。
- ・「福祉」と言っているが、何がどのようなことを福祉なのだ？この学校を卒業し、仕事をすることによって少しづつわかるのではないか。
 - ・単に福祉と言われても幅広くあると思う。たいていの人が福祉と言わると“人を介護する”を考えると思う。これも福祉にはかわりないが、リサイクルすると言うものも福祉だと思う。
 - ・あまりよく分からない。しかし、人の役に立つものだと思っている。でも今、政府では利益のことばかり考えているように思う。「福祉とは」と考えても、言葉が浮かびません。それを今、すべての授業で、実習でも学んでいるんだと思っています。
 - ・現在、考えながら学んでいるので、いまいちよく分かりません。今学んでいる途中なのでわかりません。
 - ・これは、すごく漠然としていて何て答えて良いか分からないというのが正直な答えで、それをとても知りたいから、福祉に興味がわいてきて、今、学んでいるんだと思う。私は幼稚園の頃にたまたま障害をもつ子と同じクラスになって、なんの意識もなく一緒に遊んだり、自然とお互いに助けあっていたけれど、小・中・高校と、しばらくの間、そういう経験から遠ざかっていたから、今正直言ってそのような人達と接することに少し不安があると思う。でも、だからこそ、幼稚園の頃からこのような介護にかかわる仕事につきたいという気持ちがどんどんふくれてきたのだと思う。そして私のように障害者の人達と接していないだけで自分の頭の中で、怖いとか、どうやって接して良いか分からないという人がいっぱいいると思う。私にだって勉強にも分からぬことがたくさんあるのだから仕方のないことかもしれないけれど、だからこそ、もっとみんなに社会福祉というものが特別な言葉なのではなく、普段私達が生活していく中でたくさん使われていると思うから。
 - 私はこの学校に入る前までは、福祉というのは、ホームで働く人たちのことだと思っていた。しかも、大変すぎて、自分では絶対に関わりがないと思っていた。しかし、この学校に入学し、いろいろなことを勉強し、私は福祉の中でたくさん改善したいと思うことがある。
 - とりあえず、都市の駅は、ほとんどが障害者や老人に対してのエレベーターがとりつけられていないので、どんどん進めてほしいのですが、地方に行くとほとんどの駅がエレベーターはもちろん、車イス専用の通路もないし、階段が急だし、ぜんぜん、老人や障害者のことを考えていない、どんどん地方にも増設してもらいたいと思う。
 - ・福祉というものは、とても分野が広く、説明するにも自分自身よくわからない。ただ今は介護士の資格を取るためにいろいろ学んでいる所で、実習などに行って学ぶことから、講義を受けて学ぶものやら、学んでいくことにより、ますます福祉の広さに気づく状態である。

資料 2

住宅(集合住宅の場合は住戸専用部分)の設計指針

1 通則

(1)部屋の配置

(イ)玄関、便所、洗面所、浴室、脱衣室、居間・食事室及び高齢者等の寝室は、できる限り同一階に配置する。

(ロ)高齢者等の寝室と便所、洗面所、居間・食事室は、できる限り近接配置とする。

(ハ)本指針において、高齢者等の寝室とは、住宅新築時に高齢者等が居住しない部屋であっても、将来高齢者等の寝室に用いることが想定される居室を含む。

(ニ)便所、洗面所、浴室又は脱衣室が複数設置される住宅の場合は、少なくともこれらの複数設置された部屋の1ヶ所は本指針によるものとする。

(2)段差

住戸内の床は、原則として段差のない構造のものとする。ただし、玄関の出入口及び上がりかまち、浴室出入口、バルコニー等への出入口にあっては、この限りではない。

(3)手すり

(イ)階段、浴室には、手すりを設ける。

(ロ)玄関、便所、洗面所、脱衣室、居間・食事室、高齢者等の寝室等及び廊下等には、手すりを設けるか設置できるようにする。

(ハ)手すりは、使いやすい形状、材質とし、適切な位置に設置する。

(4)通路・出入口の幅員

住戸内の廊下等の通路及び出入口は、できる限り歩行補助具及び介助用杖いすの使用に配慮した幅員を確保する。

(5)床・壁の仕上げ

住戸内の床・壁の仕上げは、滑り、転倒等に対する安全性に配慮したものとする。

(6)建具

建具は、開閉がしやすく、安全性に配慮したものとする。また、建具のとて、引き手及び鍵は使いやすい形状のものとし、適切な位置に取付ける。

(7)設備

(イ)住戸内の給水給湯設備、電気設備、ガス設備は、安全性に配慮するとともに、操作が容易なものとする。

(ロ)住戸内の照明設備は、安全上必要な箇所に設置するとともに、十分な照度を確保する。

(ハ)火災その他のための通報装置及び警報装置等を設けるか、設置できるようにする。

(8)温熱環境

各居室等の温度差をできる限りなくすよう断熱及び換気に配慮するとともに、年間を通じて適切な温度が維持できるように暖冷房設備等を用いることができる構造とする。

(9)収納スペース

日常使用する収納スペースは、適切な量を確保するとともに、無理のない姿勢で出し入れできる位置に設ける。

2 住戸内各部

(1)玄関

(イ)玄関の出入口に生じる段差は、安全性に配慮したものとする。

(ロ)玄関は、できる限りベンチ等が設置できる空間を確保する。

(ハ)上がりかまちの段差は、安全上支障のない高さとし、必要に応じて式台を設置する。

(2)階段

階段の勾配、形状等は、昇降の安全上支障のないものとする。

(3)便所

(イ)便所は、できる限り介助可能な広さを確保する。

(ロ)便所の出入口は、緊急時の救助に支障のない構造のものとする。

(ハ)便器は、腰掛け式とする。

(4)洗面所・脱衣室

(イ)洗面所は、手洗い等の利便性に配慮したものとする。

(ロ)脱衣室は、衣服の着脱等の安全性等に配慮したものとする。

(5)浴室

(イ)浴室は、できる限り介助可能な広さを確保する。

(ロ)浴室の出入口に段差が生じる場合は、安全上支障のない形状の段差とともに、出入口に握手りを設置する。

(ハ)浴室の出入口建具は、安全性に配慮するとともに、緊急時の救助に支障のない構造のものとする。

(ニ)浴槽は、安全性に配慮した形状、寸法とする。

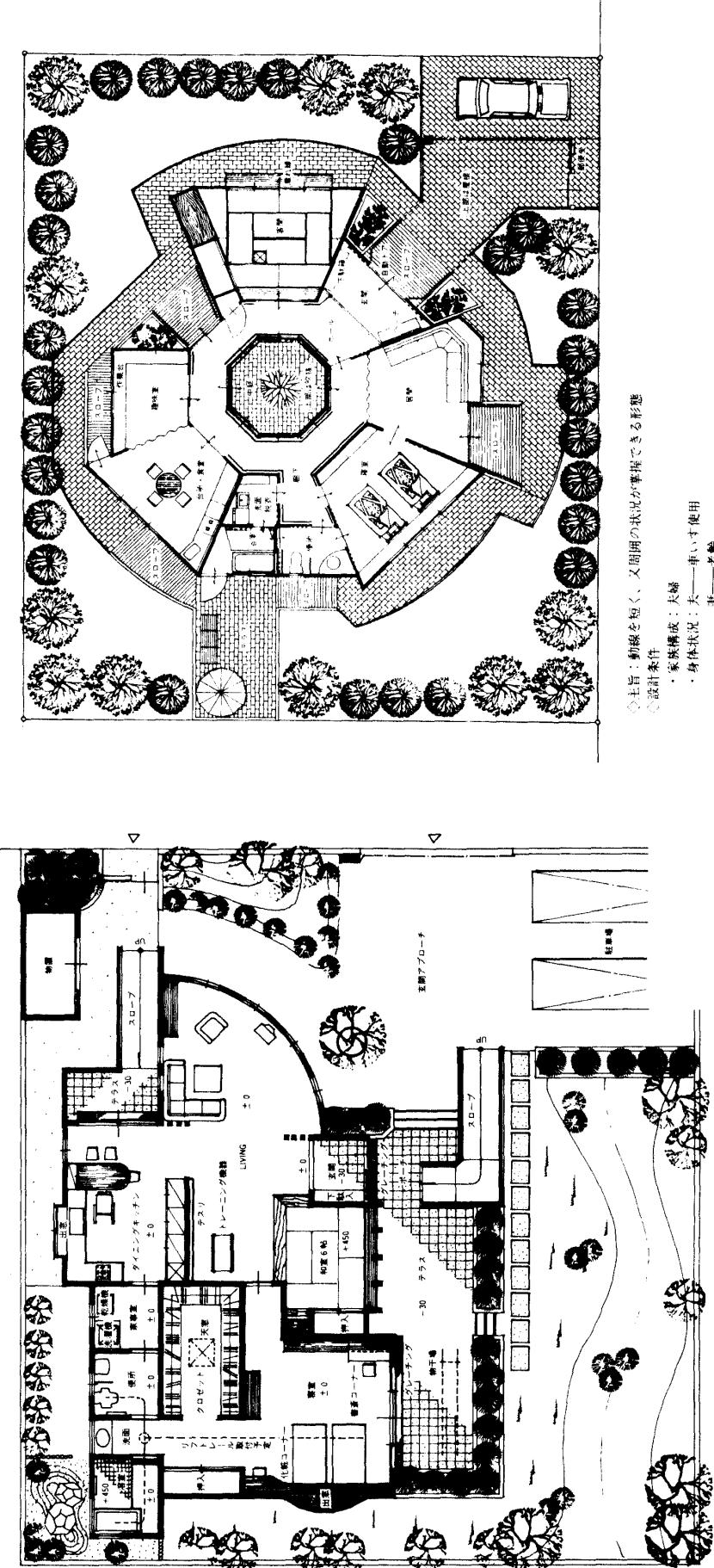
(6)高齢者等の寝室

高齢者等の寝室は、できる限り介助に必要な広さを確保するとともに、遮音性能や避難のしやすさに配慮する。

(7)バルコニー等

バルコニー等については、出入口に生じる段差を安全性に配慮した形状とする等の配慮を行う。

注) 建築士『長寿社会対応住宅設計指針について』より



◇家相方位を考慮した家。

◇南・東面に住空間を位置させ、日当たり、風通しを重視した。
◇床の段差をなくし、車いすでの日常生活を安全で快適な住まいとした。

◇外部からのアプローチは、スロープで処理した。
◇回廊を設け、動線を短く、単純明快にした。

◇中庭を設け、廊下全体を見渡せるようになります。

◇中庭上部を吹抜とし、採光を多く取り込むようにしました。

◇寝室、浴室、便所を最終距離でつないだ。

◇床の段差をなくした。

◇水まわりの部屋から隣接部屋へ水が侵入しないように、グレーチングを設置した。

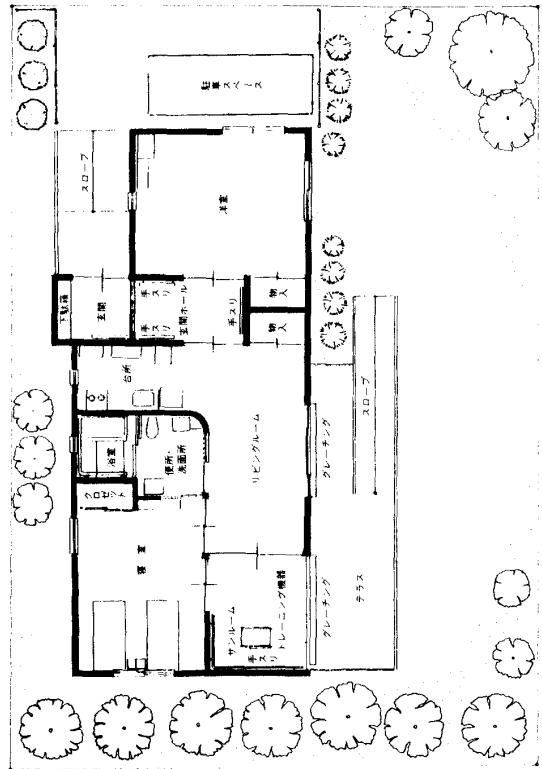
◇廊下、便所、浴室には、手すりを設置した。

◇玄関は、車いすを考慮し、スロープと自動ドアを設置した。

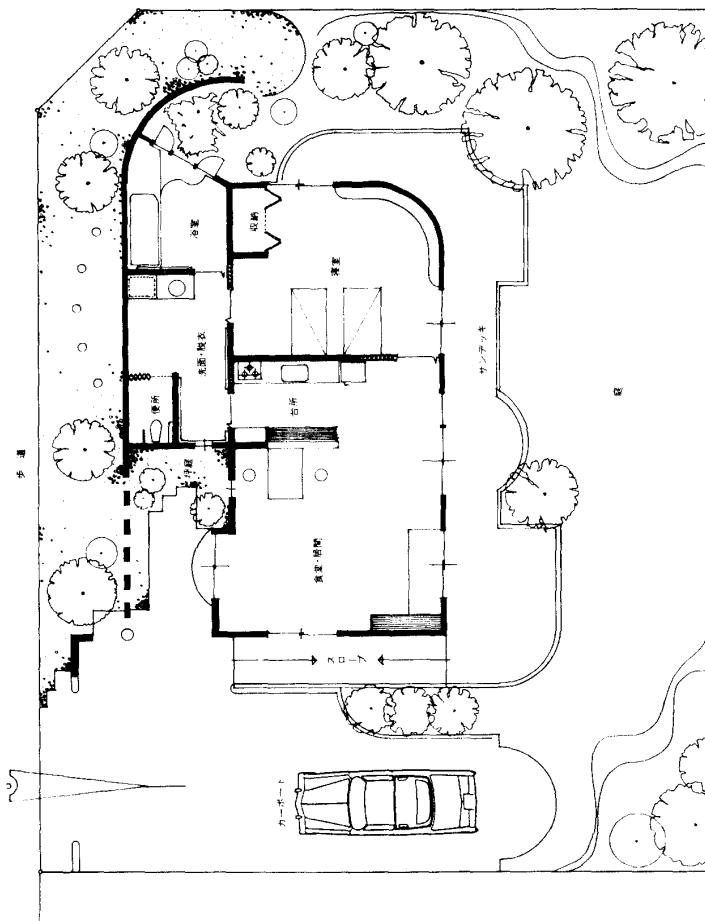
◇玄関には、休憩用として、ベンチを設置した。

山梨県「高齢者等住宅提案プラン集」

資料 4



- ◇閑静で通風がよく十分な日照を受ける様にし、南側にサンルームテラスを付設し、リビングから庭への広がりをもたせました。
- ◇運動不足解消の為の回復機能を持たせたサンルームを設け、自宅でのリハビリが出来るよう配慮しました。



- ◇高齢者夫婦2人を想定した専用住宅である。(1人は車椅子生活)
 - ◇敷地(158坪)は東・北の道路の角地を想定した。
 - ◇高齢者住宅の機能的には安全、安心、快適の3つの条件を満たす必要があり、また周辺地域に積極的にふれあうことも必要である。
 - ◇安全・安心・快適の3条件は、身障者と介護者両者の立場に応じた設計が必要である。(床の高さ、仕上げの種類、手摺の高さ、位置・設備機器の選択)
- ◇平面的には、各部屋全てを接続させ、最初距離でつなげる。
 - ◇各部屋のスペースは出来るだけ広くとる。
 - ◇来客者への対応がスムーズにでき、また外出するときにも負担のない出入り口にする。
 - ◇建物内部と外部(自然)とのふれあいが出来るようにする。

- ◇縦手に隣接して、浴室・便所を並列配置でつなぎました。
- ◇便所・洗面室は、介助者とともにに入ることを考え広く確保しました。
- ◇洗い台、浴槽の縁をほり同・レベルに揃え、いざって移動しながら浴槽に入れるようになります。
- ◇引き手は、開閉時時に自分の体が邪魔になりませんので定位設置で開閉できます。
- ◇床は全てフロアートで、引き手についてはVレール仕様で歩行の負担を少なくしました。